

鳥取県告示第226号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第35条において準用する法第32条第1項の規定に基づき、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消したので、法第35条において準用する法第32条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-----------------|---|
| 1 取消した者の名称 | 特定非営利活動法人すてっぷ |
| 2 取消した者の住所 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 3 取消した者の事務所の所在地 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 4 取消年月日 | 平成22年4月9日 |
| 5 取消理由 | 法第34条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるため |